

(2号被保険者等の給付への関与)

(問) 2号被保険者や医療保険者が給付・サービスに関与できるようにすべきではないか。

(答)

- 介護保険制度について、2号被保険者や医療保険者の代表が制度運営により関与していく観点から、自治体における介護保険事業計画等の策定への参画を進めていきたい。

(被保険者・受給者の範囲の拡大)

(問) これまでの審議において、附則第2条に規定する検討において、18年度末までに結論を得るよう新たな場を設けて行うことが答弁されている。

- ①新たな議論の場は、どのようなイメージであるのか。
- ②いつから議論に着手をするのか。
- ③議論の経過について、国会はどのように関与をしていくことになるのか。

(答)

- これまでに議論を重ねてきた社保審・介護保険部会とは異なる構成となると考えているが、その場合、できる限り幅広く国民各層を代表する者の参画を求めることとしたい。なお、範囲の拡大が議論の課題として含まれており、拡大の検討対象となる者を代表する者の参加も検討したい。

18年度末までには結論を得られるために、法律の成立後できるだけ速やかに人選に着手し、議論を開始したい。

また、議論の状況次第であるが、来年度夏までには、議論の中間報告を行うように努めたい。

(認知症、高齢期うつ対策)

(問) 認知症、高齢期うつが、介護度を上げる主要因であるという理解は一致しているが、本法案においてはその対策が打ち出されていない。

うつや認知症の適切な把握を行わずにサービス提供を行えば、介護度の悪化は避けられない。保険財政の健全化、制度の持続可能性を高めるためには、認知症や高齢期うつ対策の取り組みを順次進める必要があると考えるが、どうか。

(答)

- 心身の状態の把握は、介護予防を行う上での前提となる。

ケアマネジメントやケアカンファレンスに携わる者がうつや認知症の知識を持つことは当然のことながら、介護サービスに従事する者にも、うつや認知症の知識を得るために研修を行い、早急に体制の整備を行いたい。

また、認知症やうつに関する介護予防の手法についても研究を行い、エビデンスを備えた介護予防策を取りまとめたい。

(地域支援事業)

(問) 地域支援事業の創設により、従来老人保健事業で行ってきたヘルス事業のうち65歳以上の者に対する介護予防のための事業については、介護保険の中に含まれることになった。地域支援事業については、制度実施後も不断の見直しが必要と考えるがどうか。また、ヘルス事業には生活習慣病予防もあることから65歳を境にして分断されるものではなく、65歳未満の者に対する施策との連携が必要と考えるが、どうか。

(答)

- 地域支援事業については審議の過程において示された財源や事業内容をめぐるご意見を尊重して取り組むとともに、その実施状況を見ながらその有効性や効率性を確認して不断の見直しを行ってまいりたい。また、65歳を区切りとして、事業の連続性が失われることがないよう、高齢期においても健康な生活ができるように健康な心身を維持する観点で、有機的な事業連携を図りたい。

(地域包括支援センター)

(問) 地域包括支援センターの運営協議会には、利用者や被保険者の意見が反映されるよう、これらの参加を必須とすべきではないか。

(答)

- 運営協議会の構成団体としては、サービス利用者や被保険者（1号、2号）の代表を入れるよう、自治体に周知して参りたい。
- また地域包括支援センターにおいて行われる地域支援事業については、保険料を充当する事業の範囲が過度に拡大しないように、その上限及び事業内容を政令で定めると共に、各保険者において、事業実績の公表を行うこととしたい。

(問) 地域包括支援センターの運営については、しっかりした体制をとるべきではないか。

(答)

- 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から市町村の責任を明らかにするとともに、設置に当たっては、職員体制が確保され、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターについては、その活用を図ってまいりたい。

(医療との連携)

(問) 訪問看護ステーションを活用した多機能サービスについても、介護保険制度において実施すべきではないか。

(答)

- 難病など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者への対応などの観点から、日中、訪問看護ステーションで要介護者をお預かりする試みも行われているが、医療と介護の連携等で検討すべき課題は多いと考えている。
- 社会保障審議会介護保険部会の意見書において、医療型多機能サービスについて「一つの方向性として考えられる」とされていることもあり、今後、新たなサービス形態として検討を進めてまいりたい。

(問) 在宅の中重度者への支援を強化すべきではないか。

(答)

- 小規模多機能サービスなどの地域密着型サービスの充実、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用した医療と介護の連携強化を図ることにより、在宅の中重度者への支援の強化をはかることといたしたい。

(問) グループホーム入居者の健康管理体制について整備を図るべきではないか。

(答)

- グループホーム入居者に係る健康管理体制については、医療との連携の強化や外部の訪問看護サービスの活用等も含め、介護報酬の見直しの中で検討して参りたい。

(政省令)

(問) 今後の政省令の制定に当たっては、今回確認させていただいた答弁を踏まえることを、確認していただきたい。

(答)

○ ご答弁させていただいた内容を踏まえ、政省令の策定作業を進めてまいりたい。